

令和 8 年 度

宝田小学校屋内運動場屋根改修工事

図面番号	図面名
1	特記仕様書(1)
2	特記仕様書(2)
3	特記仕様書(3)
4	特記仕様書(4)
5	特記仕様書(5)
6	配置図， 附近見取図， 仕上表
7	1階 平面図
8	2階 平面図
9	屋根伏図
10	北立面図， 西立面図
11	南立面図， 東立面図
12	矩計図(改修前)
13	矩計図(改修後)
14	軒先詳細図
15	棟詳細図
16	けらば詳細図

阿南市教育委員会教育部教育総務課

原図サイズ：A2

	課長	課長補佐	係長	係	設計

1. 工事概要

1. 工事名称

宝田小学校屋内運動場屋根改修工事

2. 工事場所

阿南市宝田町久保田

3. 建物概要

建物名称	宝田小学校 屋内運動場
構造・規模	RC造(1F) S造(2F) 地上2階
敷地面積	5,343 (㎡)
床面積	740 (㎡)
消防法施行令別表第1の区分	7項

4. 工事種目

種 目	工 事 概 要
建築一式工事	屋根改修(カバー工法)

5. 猛暑を考慮した工期

本工事は猛暑を考慮した工期設定の（**対象**）・対象外 ）工事である。
猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
(1) 作業不能日数：5日間
(2) 観測地点：環境省が公表する四国地方・徳島・蒲生田地点
(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方・徳島・蒲生田地点におけるWBG値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
(4) 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領」による。

II. 共通仕様書

(1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一 章 共 通 事 項	① 適用基準	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築大造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年改定 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針 令和4年版 ③電気設備工事監理指針 令和4年版 ④機械設備工事監理指針 令和4年版
	② 優先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（共通仕様書を含む） ④図面 ⑤公共建築工事標準仕様書等
	③ 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
	④ 工程表	◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く．）以内に提出すること。
	⑤ 工事の着手	◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

章

項 目

特 記 事 項

⑥ 施工計画書等

◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。

・上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

⑦ 下請負人の選定

◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賞金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

⑧ 施工体制台帳及び施工体系図

(1)施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置置かなければならない。
(2)施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
(3)警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(4)運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

⑨ 電気保安技術者等

◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

章

項 目

特 記 事 項

⑩ 施工中の安全確保

◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底すること。

◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。

◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から下ろす作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（任意様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート（任意様式）」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

◎受注者は、工事施工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

◎当該工事が分離発注の工事においては、受注金額が最も高い受注者を「統括安全衛生管理義務者」に選任するものとする。（労働安全衛生法第30条第2項）

	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	宝田小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	NON	設 計	図 面 番 号
	阿 南 市 役 所	●図面名	特記仕様書(1)	●年月	令和8年6月		1
	教育委員会 教育部 教育総務課						
	TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785						

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
11	撤去時の資機材残置の防止	◎足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。	11	一 章 一 般 共 通 事 項	◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 ◎建設発生土の最終搬出先の記録・保存 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。 ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。 (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） (2) 他の建設現場で利用する場合 (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード	14	材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
	12	交通安全管理			◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある		13	発生材の処理等

	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	宝田小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	NON	設 計	図 面 番 号
	阿 南 市 役 所	●図面名	特記仕様書(2)	●年月	令和8年6月		2
	教育委員会 教育部 教育総務課						
	TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785						

[illegible]

[illegible]

第二章
改修仮設工事

① 一般事項

2. ベンチマーク

③ 足場等

④ 養生

⑤ 監督員事務所

◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。

・設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
①労働安全衛生法に基づく構造規格
②(社)仮設工業会の認定基準
また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。
届け出を行った場合は、監督員に報告すること。
届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。

◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。
また、監督員から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

◎外部足場 軒側（種類：くさび緊結式(手すり先行方式)、仕様：1枚布、D= 60cm×2列、シート仕様：防災Ⅰ類）
◎外部足場 けらば側（種類：くさび緊結式(手すり先行方式)、仕様：2枚布、D= 90cm、シート仕様：防災Ⅰ類）

・壁つなぎ間隔(水平方向:5.5m以下、鉛直方向:5.0m以下)
・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。
ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

・内部足場（ 種類： , 仕様： 枚布、D= cm ・ 図示の通り ）
・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)

・仮囲い(仕様： , H= m、L= m ・ 図示の通り)

・ゲート(有 ・ 無 , 仕様： ・ 図示の通り)

◎足場の組立については、別途発注の宝田小学校屋内運動場空調設置工事の電気工事及び管工事受注者と協議を行い、双方の工程に支障のないものとする。

◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。

◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。また、足場解体時には下穴は適切に補修すること。

◎その他 安全対策として作業エリア周囲にA型バリケードを見込んでいる。
足場設置時及びび工事に差支のある樹木に関しては、支障の無いように剪定すること。

◎既存部分の養生範囲は屋内運動場床面（キャットウォーク含む）とする。（養生方法：床養生シート）
また、養生撤去時に清掃を見込んでいる。
金属垂木施工時等の床養生が必要な工程は事前に施設管理者及び監督員と協議を行うこと。（施工条件項目を参照）

・既存部分の家具等の養生範囲は図示による。
（養生方法： ）

・仮間仕切りは、（ A種 ・ B種 ・ C種 ）とする。

◎監督員事務所は(設ける)・ 設けない)

・監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
(1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
(2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
(3) 誘加入入電話の子機
(4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
(5) ファクシミリ他

第三章
屋根及びびとい工事

① 一般事項

② 長尺金属板葺き

◎既存電力利用(出来る・(出来ない))、電力料金(有償・無償)
ただし、施設管理者と協議すること。

◎既存水利用(出来る・(出来ない))、用水料金(有償・無償)
ただし、施設管理者と協議すること。

・仮囲い化粧(図示)
その他()

・工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。
なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に(図示のとおり状態に・現状に復旧)すること。

・道路占有料 円

◎同用地は、((図示の場所に)・用意していないので業者にて)設けること。
ただし、施設管理者と協議すること。

・借地借家料 円

・本工事の建設用防護管は次のとおり見込んでいる。

品名	数量	備考	設置場所

・防護管施工会社等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

・防護管施工会社から建設用防護管取付サービス料として支払いが完了したことを証明できる書類（領収書、利用明細書等）の受領後、速やかに監督員へ当該書類の写しを提出すること。

十章
環境配慮改修工事

1. アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

◎アスベスト粉じん濃度測定を((行う)・行わない)。
・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び定査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
・報告書を(2)部作成し監督員に提出すること。
・測定場所は監督員との協議による。箇所数は作業前1検体・作業中2検体・作業後1検体とする。
測定時期(作業前・屋根削孔時・作業後)

◎施工計画
(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。
(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市役所

教育委員会 教育部 教育総務課

TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名

宝田小学校屋内運動場屋根改修工事

●図面名

特記仕様書 (5)

●縮尺

NON

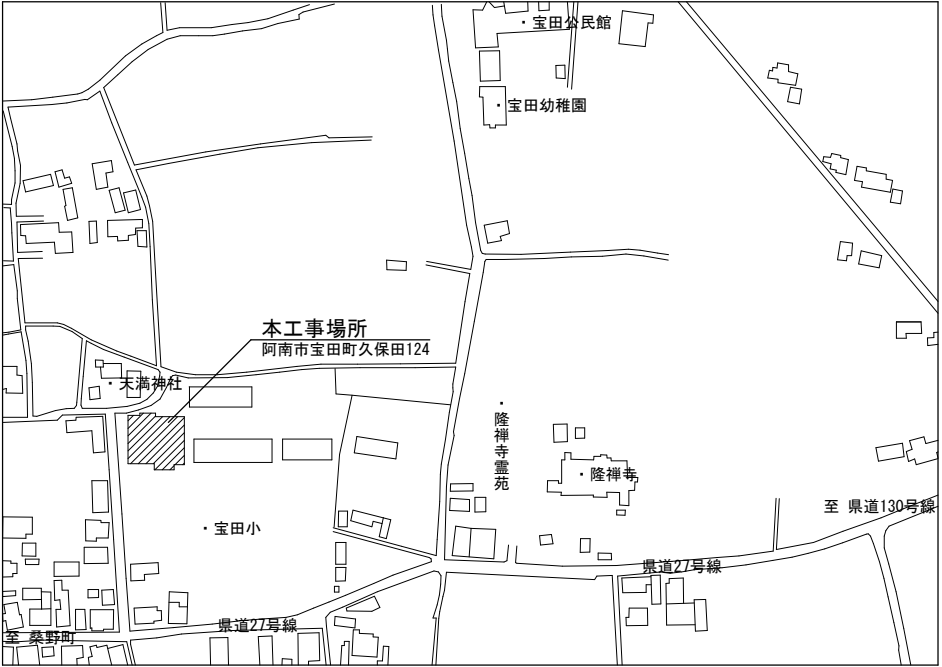
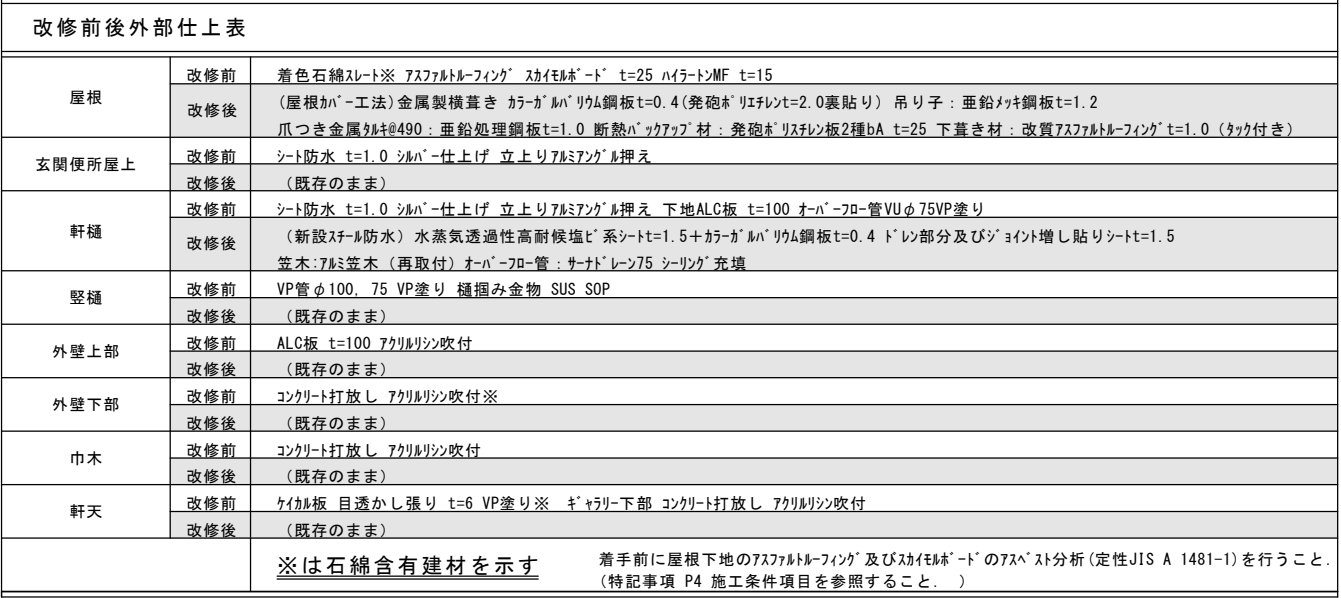
●年月

令和8年6月

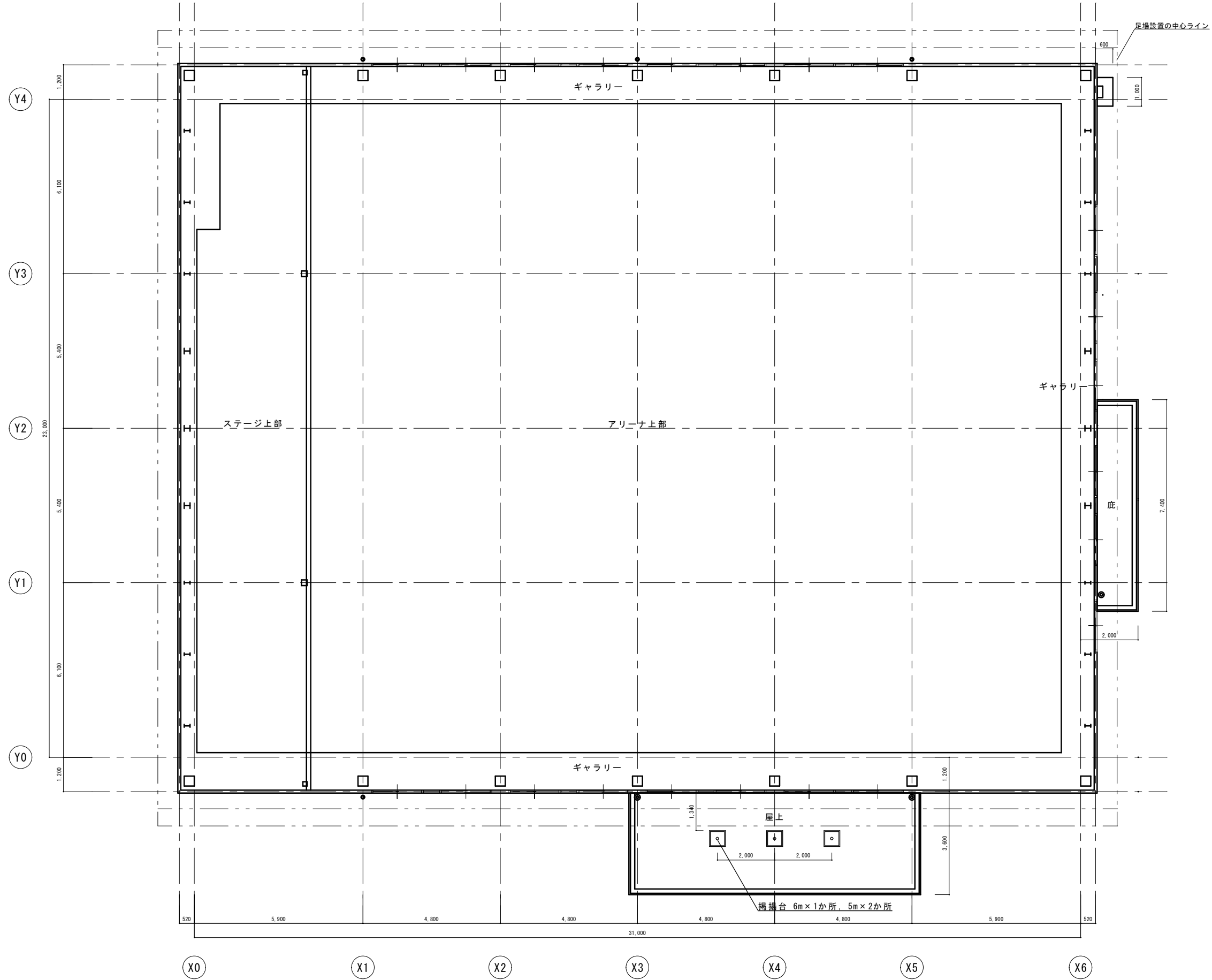
設 計

図 面 番 号

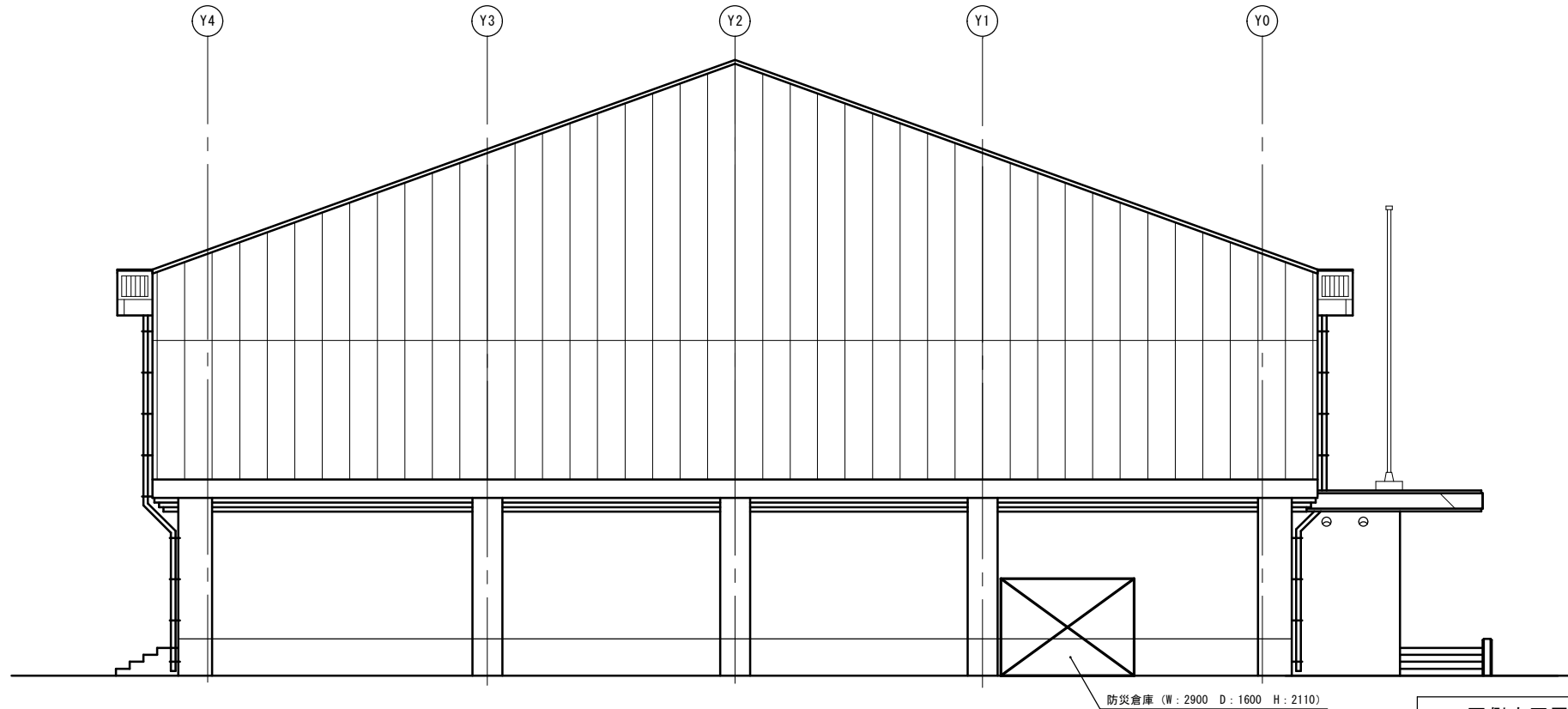
5



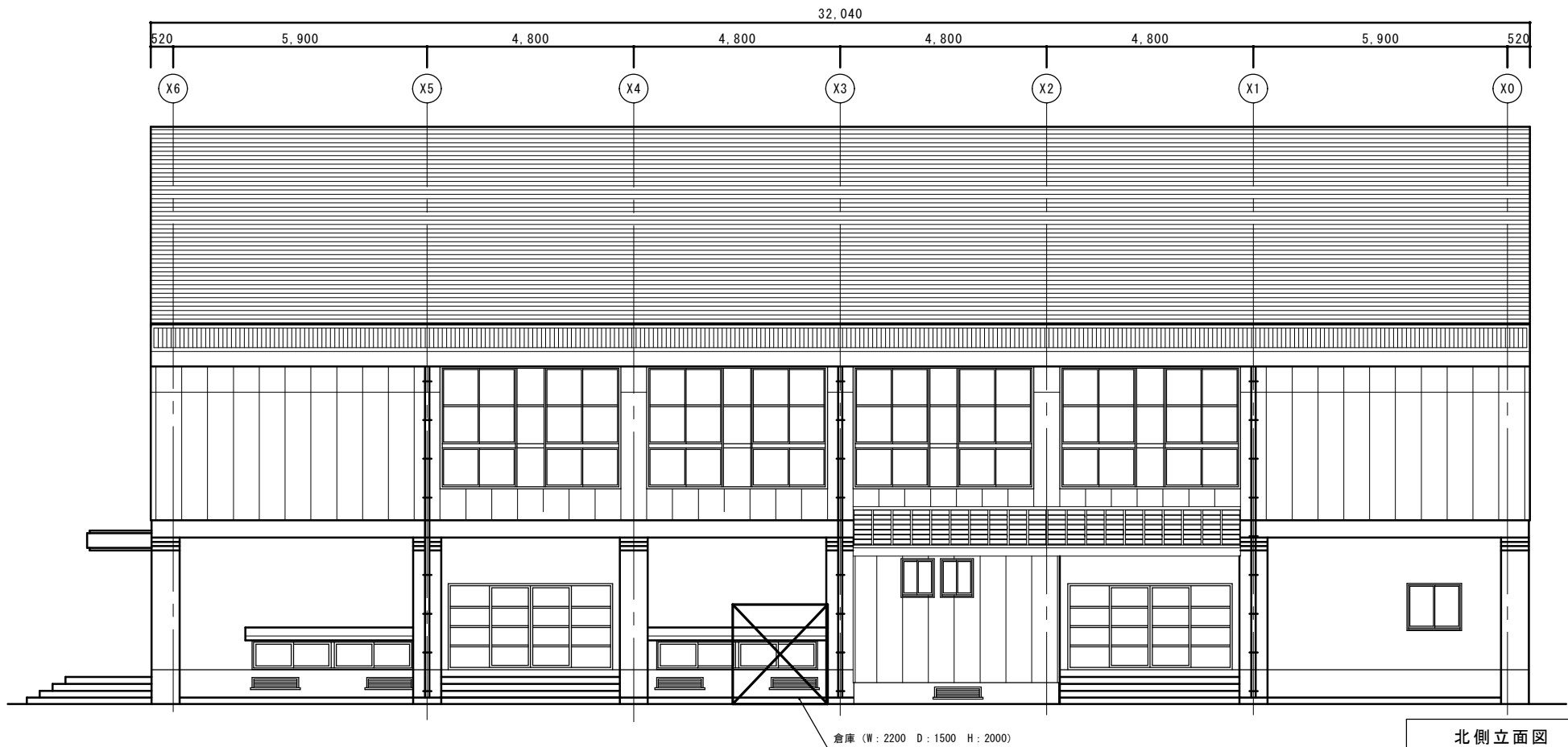
付近見取図



阿南市富岡町トノ町12番地3				●工事名		●縮尺	設計	図面番号
阿南市役所				宝田小学校屋内運動場屋根改修工事		1/100		8
教育委員会 教育部 教育総務課				●図面名		●年月		
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785				2階 平面図		令和8年6月		



西側立面図



北側立面図

		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名	●縮尺	設 計	図面番号
			宝田小学校屋内運動場屋根改修工事	1/100		
			●図面名	●年月	10	
			北立面図, 西立面図	令和8年6月		

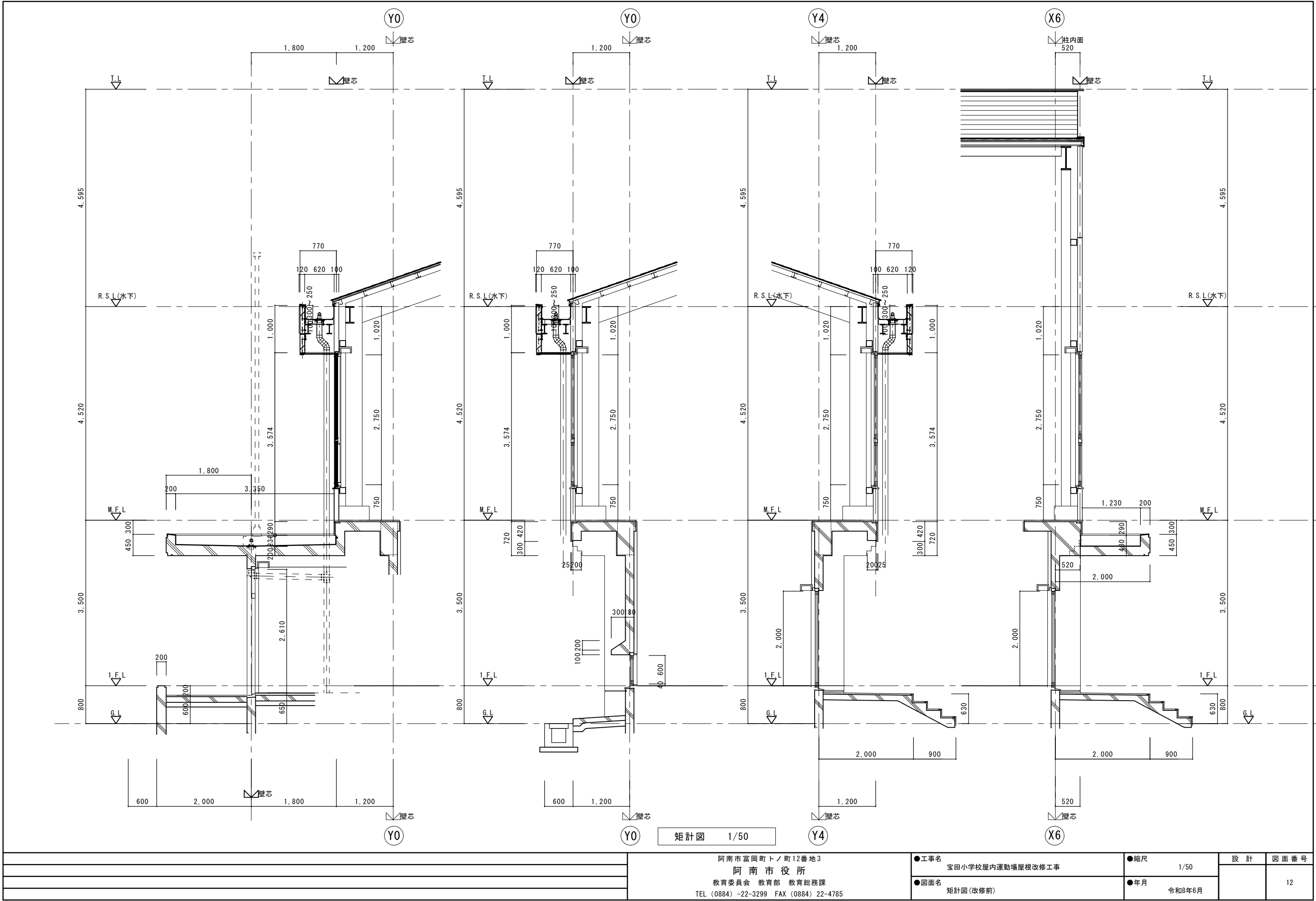


東側立面図



南側立面図

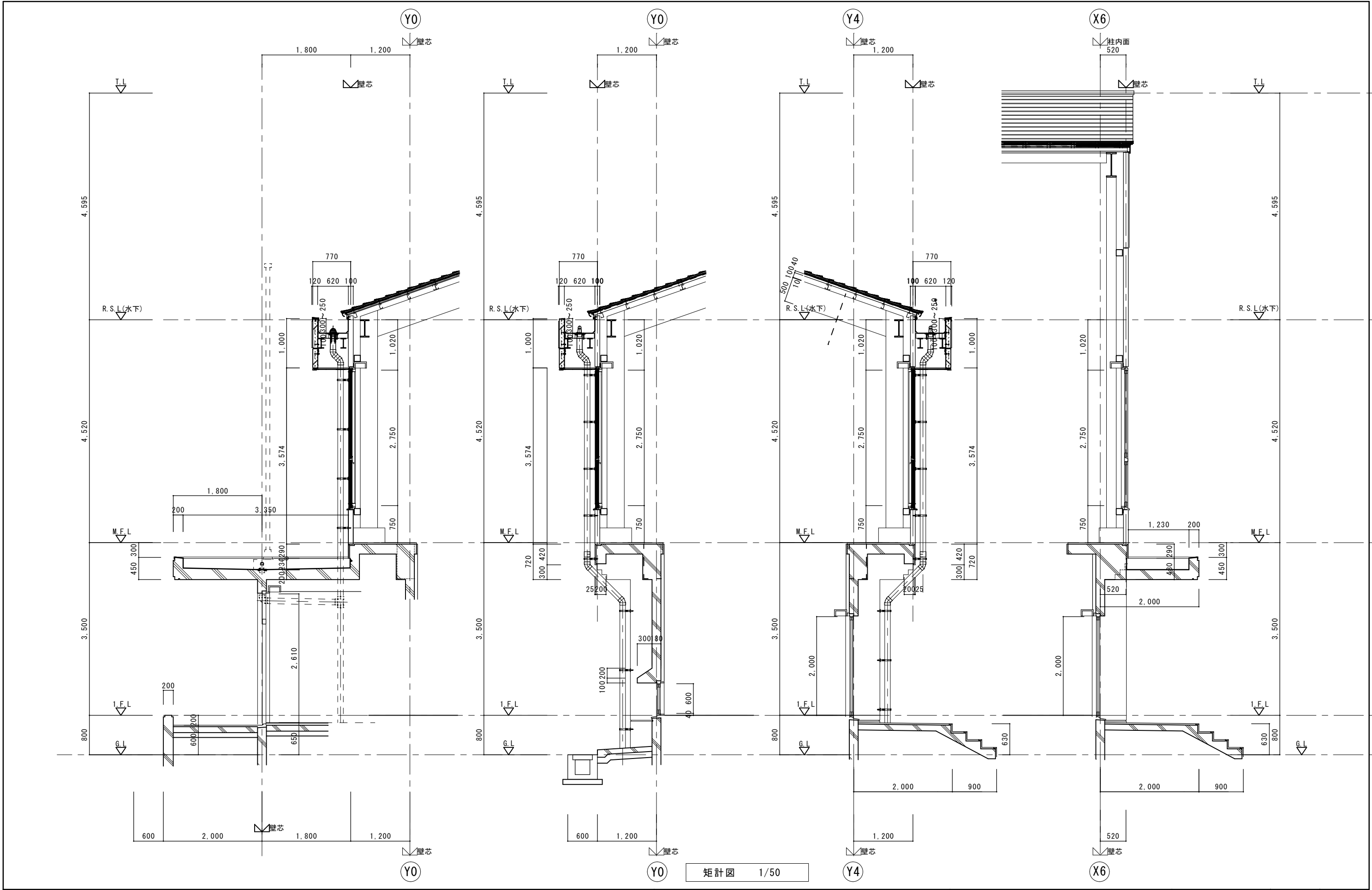
阿南市富岡町トノ町12番地3				●工事名	宝田小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	1/100	設計	図面番号
阿南市役所				●図面名	南立面図, 東立面図	●年月	令和8年6月		11
教育委員会 教育部 教育総務課									
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785									



阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所
教育委員会 教育部 教育総務課
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

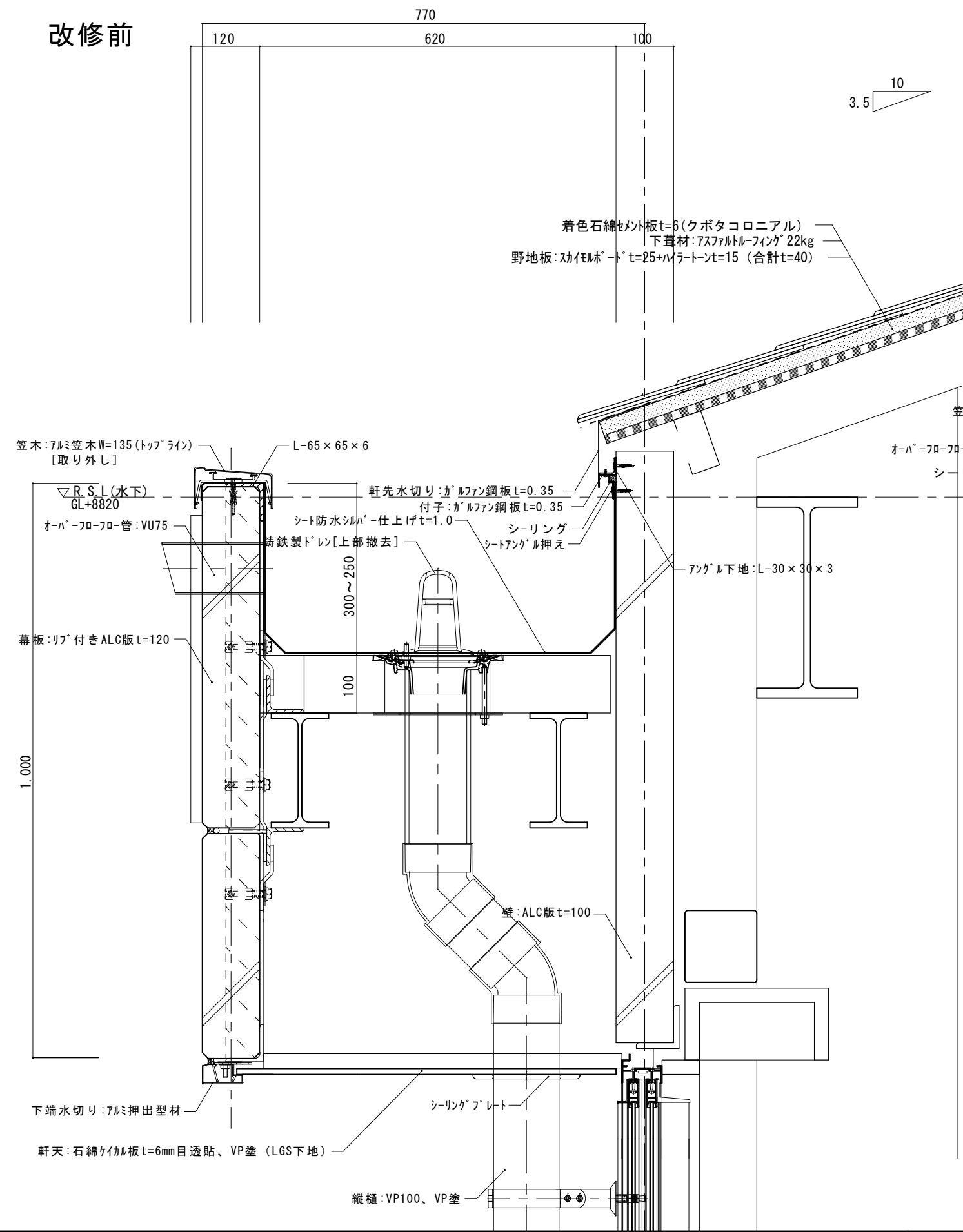
●工事名	宝田小学校屋内運動場屋根改修工事
●図面名	矩計図(改修前)

●縮尺	1/50	設計	図面番号
●年月	令和8年6月		12

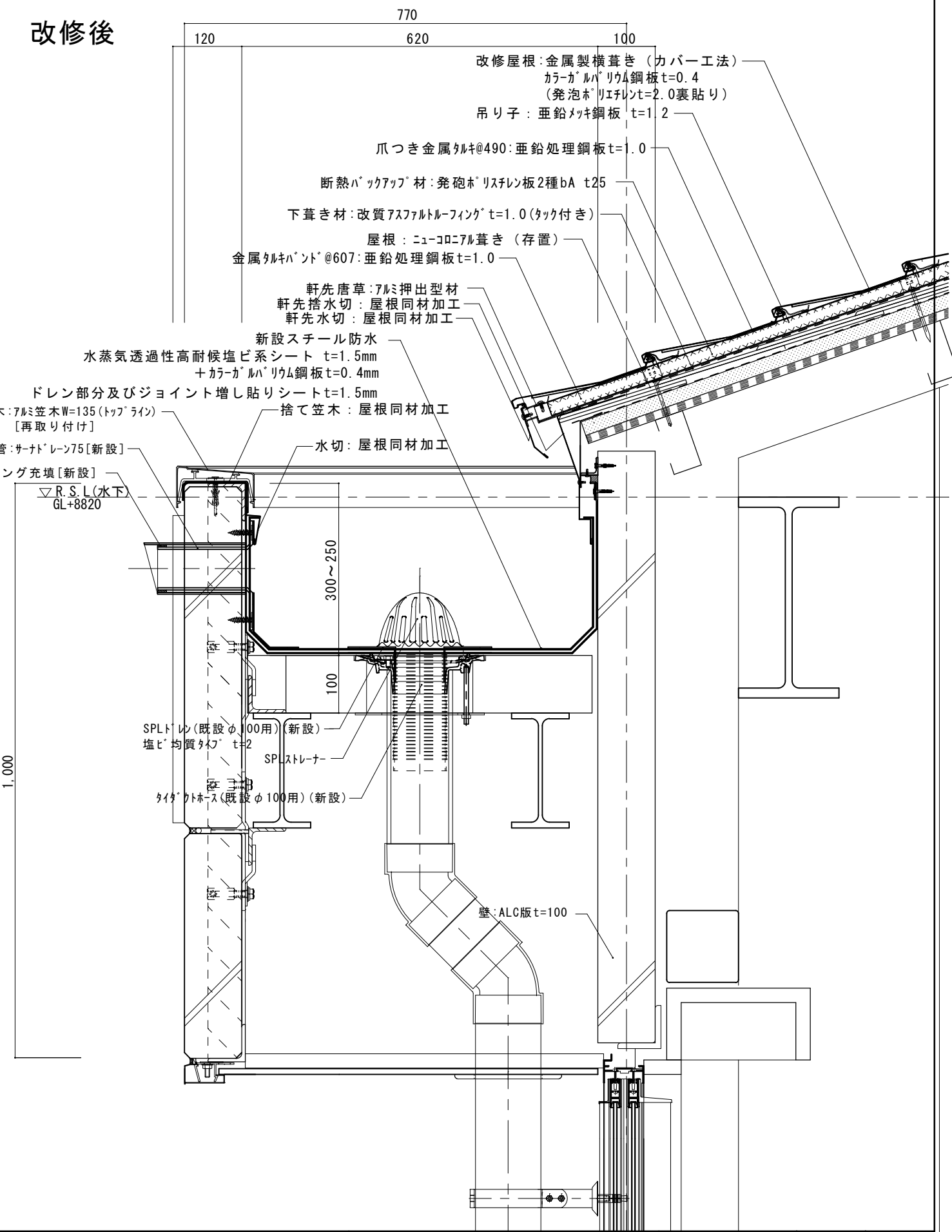


阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名	宝田小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	1/50	設計	図面番号
阿南市役所		●図面名	矩計図(改修後)	●年月	令和8年6月		13
教育委員会 教育部 教育総務課							
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785							

改修前

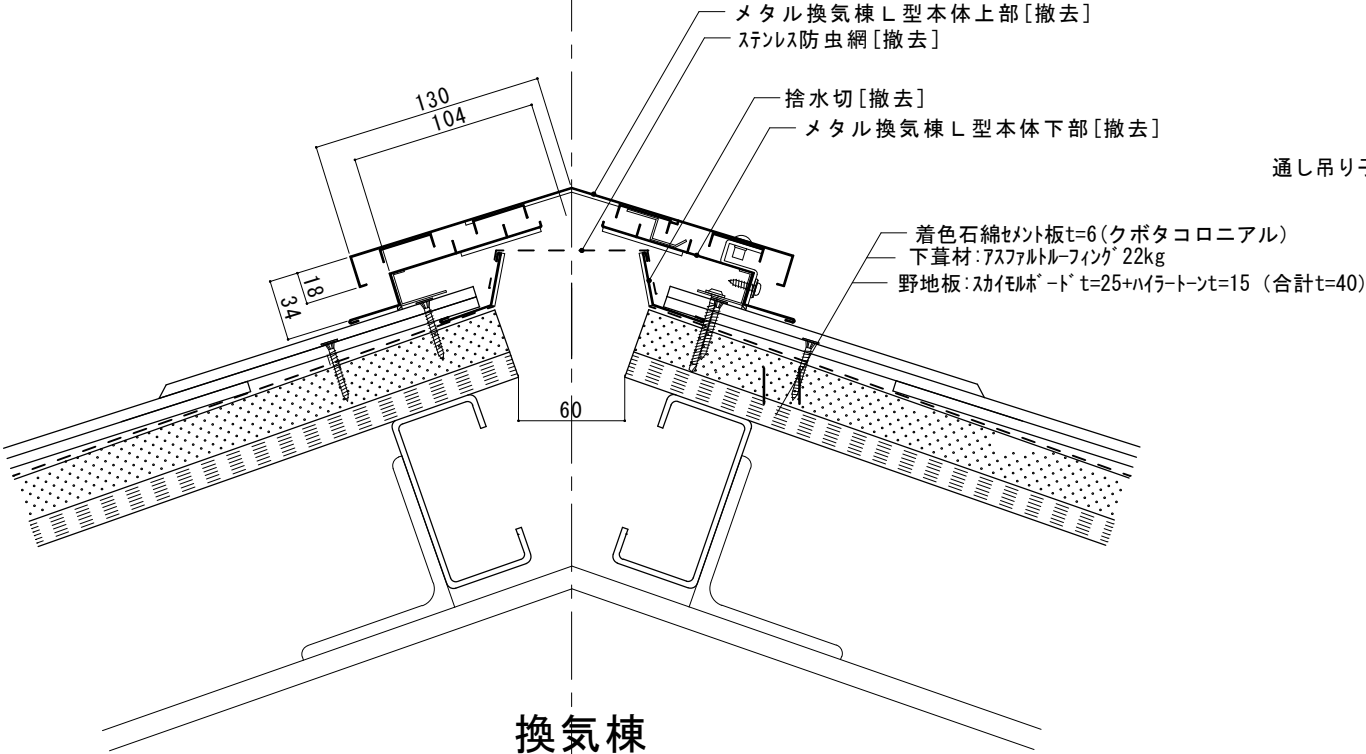


改修後

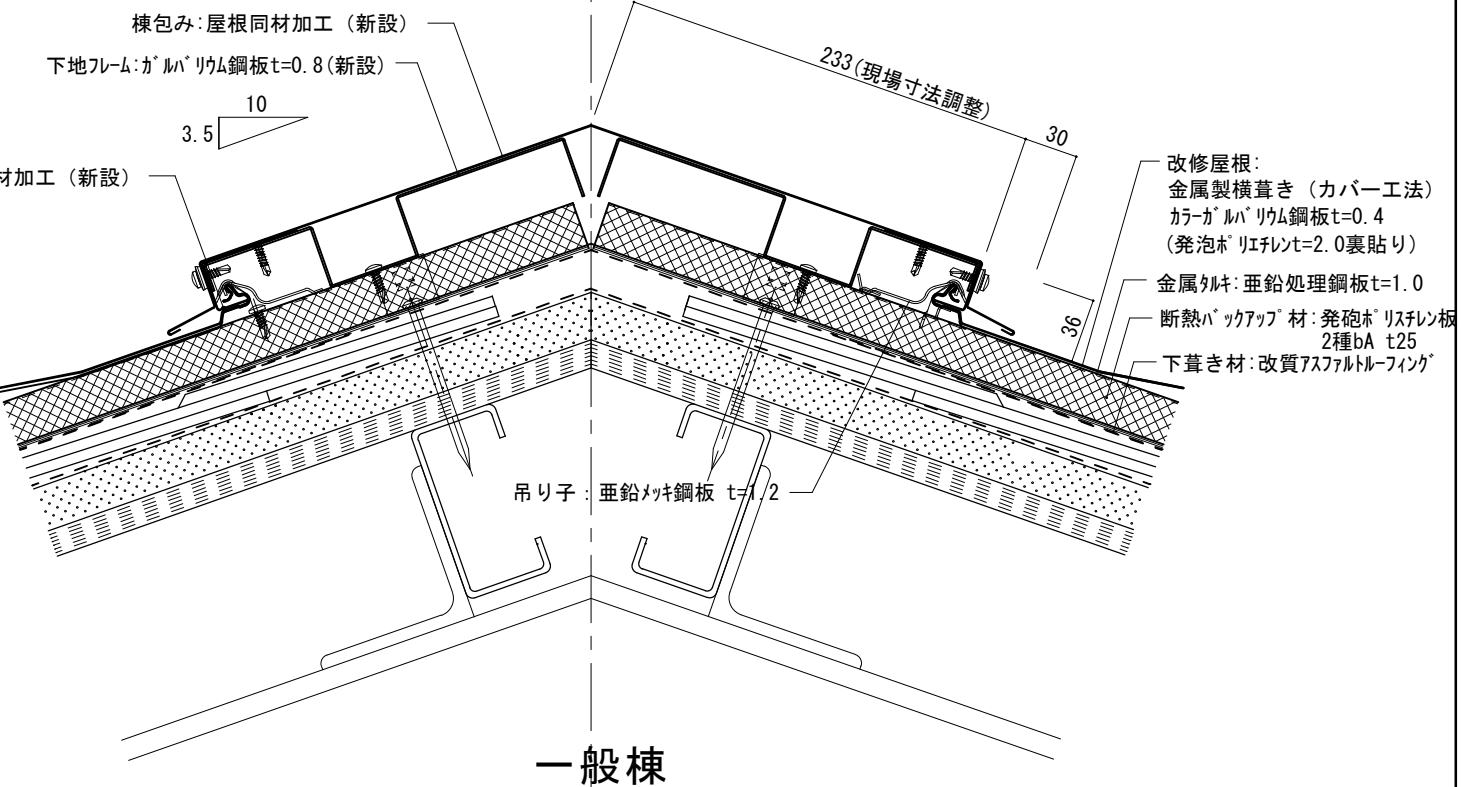
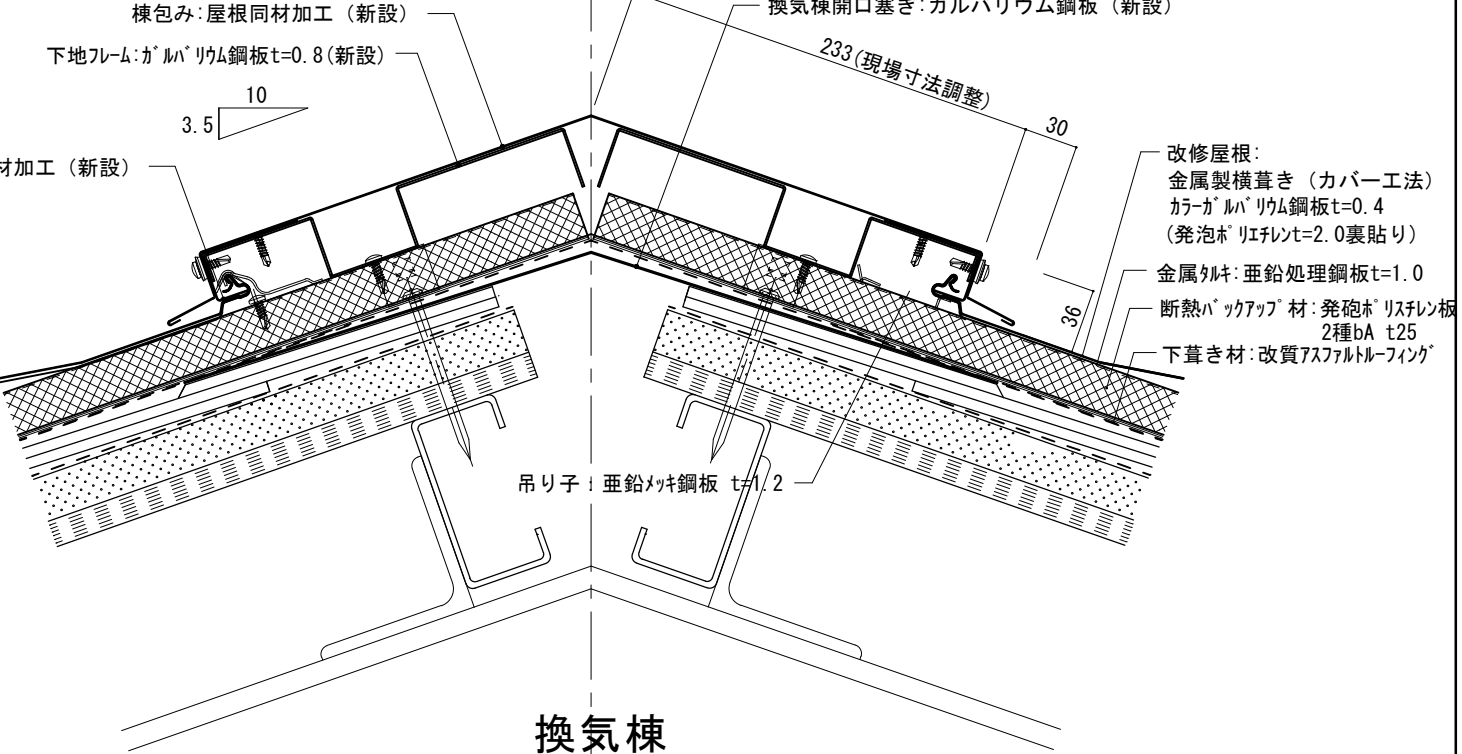


阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名	●縮尺	設 計	図 面 番 号
阿 南 市 役 所		宝田小学校屋内運動場屋根改修工事	1/6		14
教育委員会 教育部 教育総務課		●図面名	●年月		
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785		軒先詳細図	令和8年6月		

改修前



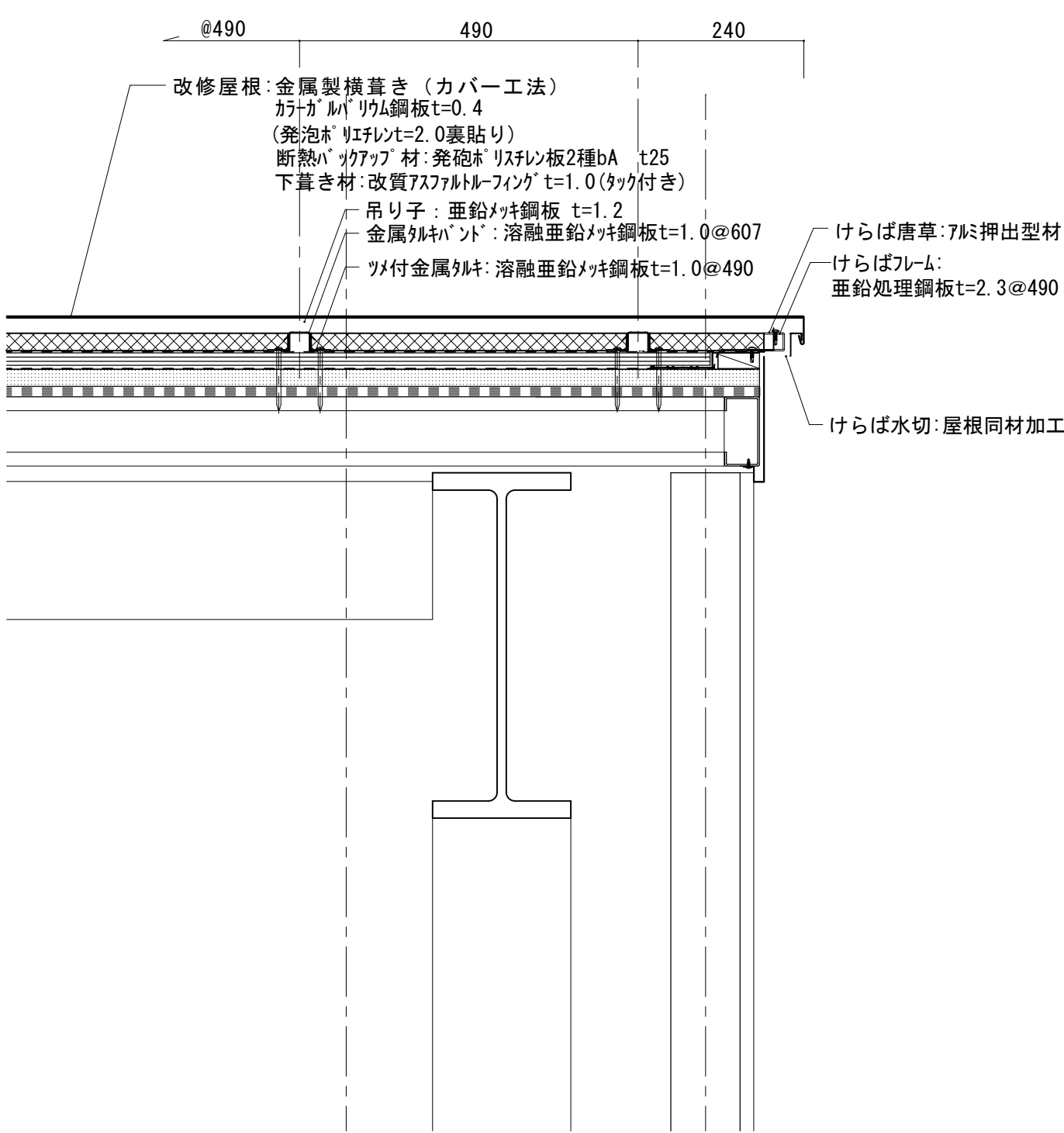
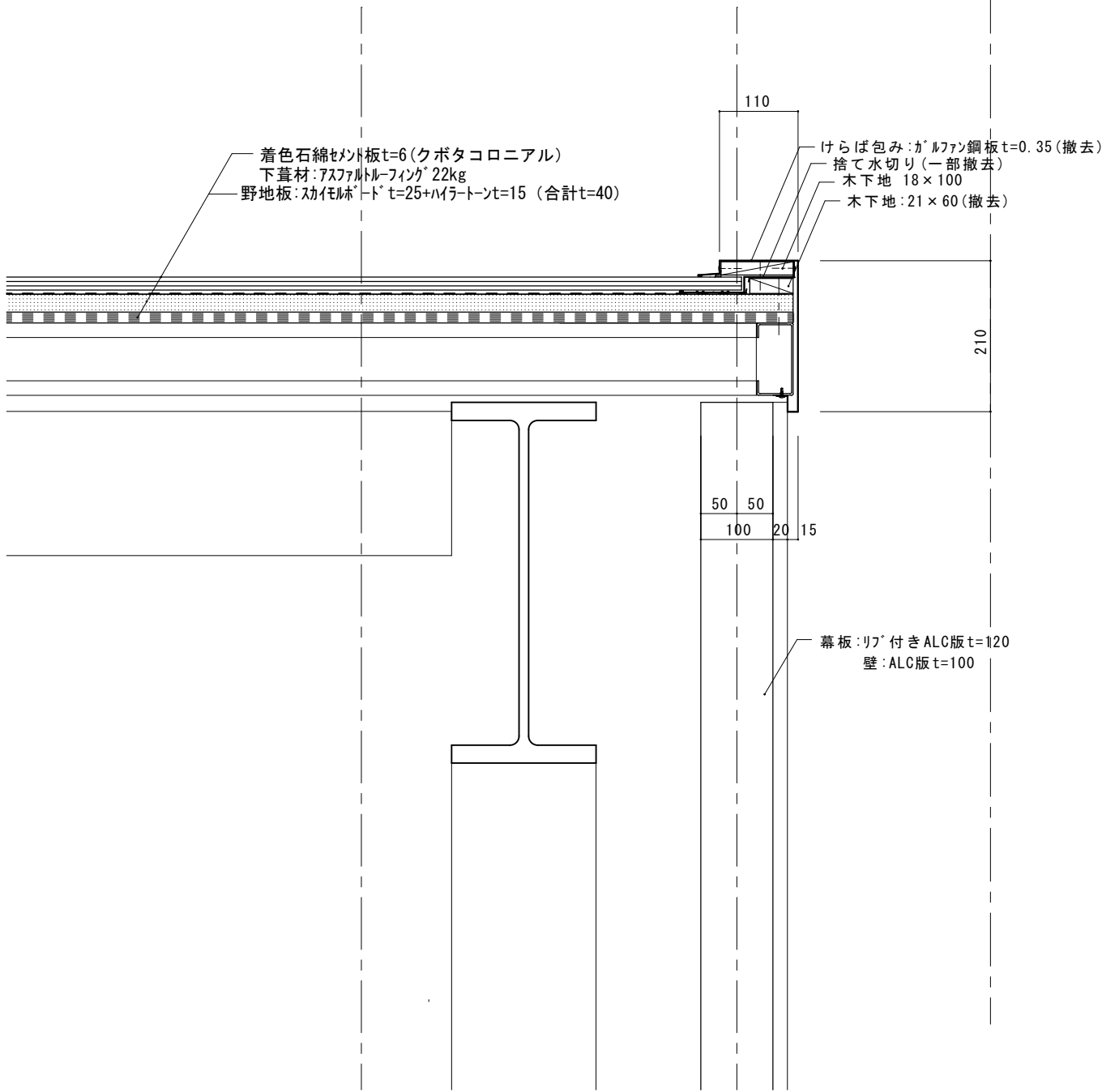
改修後



阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名	宝田小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	1/6	設計	図面番号
阿南市役所		●図面名	棟詳細図	●年月	令和8年6月		15
教育委員会 教育部 教育総務課							
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785							

改修前

改修後



阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名	宝田小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	1/6	設計	図面番号
阿南市役所		●図面名	けらば詳細図	●年月	令和8年6月		16
教育委員会 教育部 教育総務課							
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785							